

## 法的に見た「区名」の根拠

区名を法的な観点から見るとどうでしょうか。

葛飾区の区制施行を告示した、「警視庁・東京府公報」(昭和7年5月24日付)には、「葛」と明記されています。また、戦後定められた地方自治法第3条第1項には、「地方公共団体の名称は、従来の名称による」と定められています。したがって、従来からの名称である告示時の名称「葛」が正式な区名である、というのが本区の見解です。

